

Weekly Report

第387号
平成28年12月5日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来年開始 セルフメディケーション税制Q&A

来年1月から、OTC医薬品の購入費用が所得控除の対象となるセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が始まります。

◆Q&A

Q. どのような制度？

A. 健康の維持増進及び疾病予防への一定の取組を行う方が、29年1月以降に本人又生計を一にする親族に係るスイッチOTC医薬品（医療用から転用された医薬品）を購入し、その支払額が年間1万2千円を超えた場合は、超えた部分の金額（8万8千円が上限）が所得控除できる制度です。

Q. 健康の維持増進及び疾病予防への一定の取組とは？

A. 特定健康診査（メタボ健診）や予防接種、定期健康診断、健康検査、がん検診等のいずれかを受けていることです。

Q. 対象となるスイッチOTC医薬品は？

A. 本税制の対象となるOTC医薬品は約1500品目あり、厚労省のホームページに掲載されて

います。また、一部の製品はパッケージに対象である旨が示された識別マークが付いています。

Q. 現行の医療費控除も適用できる？

A. 本税制を適用した場合、現行の医療費控除は適用できません。そのため、どちらか有利な方を選択適用することになります。

Q. 本税制を適用するには何が必要？

A. 確定申告書に、*購入したOTC医薬品の領収書、*定期健康診断を受けたことを証明する書類（結果通知表や領収書）を添付等して提出する必要があります。

一定の財産を有する方は調書の提出が必要

12月末時点で保有する国外財産の価額が5千万円を超える居住者（非永住者を除く）は、その年の翌年3月15日までに国外財産の種類や価額等を記載した「国外財産調書」を、所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、所得税の確定申告の提出が必要な方で、その年分の所得金額（退職所得を除く）が2千万円超であり、12月末時点で3億円以上の財産または1億円以上の有価証券等（国外転出時課税の対象財産）を有する場合は、「財産債務調書」を翌年3月15日までに提出する必要があります。なお、財産債務調書を提出する方が5千万円超の国外財産を有する場合は、国外財産調書も提出します。

軽減税率対策補助金の申請受付期間延長

消費税率引上げ延期法が成立し、消費税率10%への引上げや消費税の軽減税率制度は、31年10月から実施されることになりました。

軽減税率制度の実施に向けて、複数税率の対応が必要となる中小企業等が複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行う場合は、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」を申請により受けとることができます。

同補助金については、申請受付期間が30年1月31日まで延長されることになりました。